

## 船橋市保育協議会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育協議会（以下「協議会」という。）に対し、船橋市保育協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所等（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）に勤務する職員の資質の向上、保育の内容の充実及び発展並びに保育士の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、補助事業等とは、市長が認める研修事業及び保育士確保等事業をいう。

### (交付要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の協議会であつて、補助事業等を実施するものとする。

### (交付対象等)

第4条 補助金の算定基準、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表1に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市保育協議会補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市保育協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

### (交付条件)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の場合において、決定内容又はこれに附された条件に異議があり、申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、補助金の交付決定後において、特別の事由が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市保育協議会補助事業等計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して20日以内に、船橋市保育協議会補助事業等実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合においても同様とする。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金については、前項の規定による報告は要しないものとする。

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合する

と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市保育協議会補助金確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

（交付時期）

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業等の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市保育協議会補助金交付請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を船橋市保育協議会補助金返還命令書（第7号様式）により命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 市長は、前項の場合において、補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

区分	補助金の算定基準	補助対象経費	補助金の額
補助事業等の実施に要する費用	補助事業等を実施するために要した経費	報酬、賃金、報償費、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）及び委託料等であって市長が認めるもの。	年額 275 万円を上限として、補助対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、参加者等より費用を徴収した場合にあっては、その額を補助対象経費の総額から控除する。
事務所の設置等に要する費用	事務所の設置等に要した経費	賃借料、需要費（光熱水費）及び使用料等であって市長が認めるもの。	年額 75 万円を上限として、補助対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。また、事務所の設置等の期間が 12 月に満たない場合にあっては、年額 75 万円に事務所の設置等の月数を 12 で除した額を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限として、対象経費の総額の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第1号様式

船橋市保育協議会補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）  
団体名及び代表者氏名

補助金等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助年度	年度	
補助事業等	名称	
	目的及び内容	
	効果	
経費所要総額	円	
交付申請額	円	
着手及び完了予定年月日	着手 予定 年 月 日	
	完了 予定 年 月 日	
添付書類	1 事業計画書                      4 その他（                      ） 2 収支予算書 3 前年度収支決算書	

第2号様式

船橋市保育協議会補助金交付決定通知書

船橋市指令第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したので通知します。

補助年度	年度	
補助事業等の名称		
経費所要総額のうち補助の対象となる経費		円
交付決定額		円
交付予定時期		
交付条件		1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第3号様式

船橋市保育協議会補助事業等計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）

団体名及び代表者氏名

補助事業等を { 計画変更 }  
 { 中止 } したいので、次のとおり申請します。  
 { 廃止 }

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第	号
補助年度	年度			
補助事業等の名称				
変更又は中止（廃止）の理由				
（変更の場合）	（変更前）			
補助事業等の内容	（変更後）			
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）			
添付書類				

第4号様式

船橋市保育協議会補助事業等実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）  
団体名及び代表者氏名

補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月 日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補助年度	年度		
補助事業 等	名称		
	施行場所		
着手年月 日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定 額			
既交付額			
補助対象 経費精算 額			
補助事業 等の経過 及び内容			
添付書類	1 収支決算書 2 事業報告書 3 その他（ ）		



第5号様式

船橋市保育協議会補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業等について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補助年度	年度		
補助事業等の名称			
交付決定額			
補助対象経費 精算額			
補助率			
交付確定額			

第6号様式

船橋市保育協議会補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）  
団体名及び代表者氏名

補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第	号
補助年度	年度			
補助事業等の 名称				
交付決定額	円			
交付確定額	円			
既交付額	年 月 日	交 付	円	
	年 月 日	交 付	円	
	年 月 日	交 付	円	
	計			円
今回交付請求 額	円			
未交付額	円			
添付書類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等交付確定通知書の写し 2 その他（ ）			

第7号様式

船橋市保育協議会補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

船橋市長 印

次のとおり補助金等の返還を命ずる。

返還すべき金額			
返還期限			
返還を命ずる理由			
返還方法			
指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補助年度	年度		
補助事業等の名称			
交付決定額			
既交付額			
交付確定額			